

談 話

ロシアのウクライナへの侵攻に抗議し、撤退を求めます

ロシア軍はウクライナに侵攻し、空襲も行っています。多くのウクライナ市民が子どもも含めて死傷しています。私たち第二次大戦の日本の空襲被害者は、肉親を亡くし、障がい者となり、孤児にされ、いまも心と体の痛みをさいなまれています。ウクライナの市民の苦しみは私たち自身のものでもあります。

1949年のジュネーブ諸条約と1977年の2つの追加議定書は、市民への無差別の空襲を禁止しています。第一追加議定書48条は攻撃を軍事目標のみに限定し、51条は無差別攻撃を禁止としています。

今回のロシア軍による空襲は、軍事施設だけではなく、多くの市民を殺傷し、国際人道法(戦時国際法)に違反をしていることは明らかです。

私たちは、国連と国際社会が国連憲章と国際法に基づき、ウクライナの主権尊重の原則に立って外交的、政治的な事態打開の努力を尽くし、ロシア軍を撤退させることを求めます。

2022年2月26日

全国空襲被害者連絡協議会

共同代表 吉田由美子
運営委員長 黒岩 哲彦

住所：東京都墨田区押上1丁目33-4
電話/FAX：03-5631-3922